

(各学校から生徒に配布する資料のイメージ)

高等学校等就学支援金について

高等学校等就学支援金は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生などが安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、授業料に充てるために私立学校等の生徒に支給されるものです。

就学支援金の額は、月額 9,900 円（年額 118,800 円）です。就学支援金は、法律により、各学校において、生徒が支払う授業料の一部に充てることが義務づけられています。

※私立高校（本校以外を含む）におけるこれまでの在学期間が通算して3年（36月）を超えている場合などは、就学支援金は支給されません。

就学支援金の支給により、本学校に納めていただく実質的な授業料の額は以下のとおりとなります。

授業料額	月額	30,000 円	年額	360,000 円
うち就学支援金により充てられる額		9,900 円		118,800 円
実納付額	月額	20,100 円	年額	241,200 円

また、保護者について、以下の条件に該当する場合には、就学支援金が加算されます。

両親とも市町村民税の所得割額が非課税の場合

(年収約 250 万円未満程度)

就学支援金額	月額	19,800 円	年額	237,600 円
実納付額	月額	10,200 円	年額	122,400 円

両親の市町村民税の所得割額の合算が 18,900 円以下の場合

(年収約 250 万円～350 万円未満程度)

就学支援金額	月額	14,850 円	年額	178,200 円
実納付額	月額	15,150 円	月額	181,800 円

※保護者が両親以外の場合はその者の所得による。

※年収はおおよその目安であり加算の判断は市町村民税額による。

就学支援金の加算要件に該当する方は、市町村の発行する課税証明書を○月○日（ ）までに本校事務室に提出してください。

(加算の資料提出があった場合には加算認定までの間、○月分の授業料納付を猶予します。)